

パブリックコメント（意見募集）原案

1. 市民参加手続きのテーマ

石狩市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部改正（サービス単価の改正及び加算の新設）について

2. 意見を聴く理由

本案件は、石狩市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定めるサービス単価の改正及び加算の新設について、市民の皆様のご意見をお伺いするものであり、お寄せいただいたご意見を踏まえ、内容の是非などを検討します。

3. 案件の内容

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのうち、指定事業者により提供されるサービスの単価は、地域支援事業実施要綱において国が定める額を上限として、市町村が定めることとなっております。

介護給付において、消費税率の引き上げ及び介護人材の処遇改善のための報酬改定が行われることを踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業の「国が定める単価」について、介護給付の訪問介護及び通所介護等に倣って見直しが行われ、地域支援事業実施要綱が一部改正され、平成31年4月1日から適用となりましたので、石狩市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱で定めるサービス単価の改正及び加算の新設を行うものです。

- 改正前後のサービス単価及び加算の新設（案）（別紙のとおり）

4. 意見募集期間

令和元年8月1日（木）から令和元年8月31日（土）まで

■改正前後のサービス単価及び加算の新設（案）

	サービス種別	現行単価 R 1.9.30まで	改正単価（案） R 1.10.1から
石相 狩当 市サ 訪 問ビ 介ス 護費	訪問型サービス費Ⅰ 〔事業対象者、要支援1・2〕 〔週1回程度の訪問/月〕	1,168単位	1,172単位
	訪問型サービス費Ⅱ 〔事業対象者、要支援1・2〕 〔週2回程度の訪問/月〕	2,335単位	2,342単位
	訪問型サービス費Ⅲ 〔要支援2〕 〔週2回を超える程度の訪問/月〕	3,704単位	3,715単位
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	—	※所定単位×63/1000
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	—	※所定単位×42/1000
石サ 狩 市ビ 訪ス 問費 型A	訪問型サービス費Ⅰ 〔事業対象者、要支援1・2〕 〔週1回程度の訪問/月〕	935単位	938単位
	訪問型サービス費Ⅱ 〔事業対象者、要支援1・2〕 〔週2回程度の訪問/月〕	1,870単位	1,874単位
	訪問型サービス費Ⅲ 〔要支援2〕 〔週2回を超える程度の訪問/月〕	2,965単位	2,972単位
石相 狩当 市サ 通 所ビ 介ス 護費	通所型サービス費1 〔事業対象者、要支援1〕 〔週1回程度の通所/月〕	1,647単位	1,655単位
	通所型サービス費2 〔要支援2〕 〔週1回程度の通所/月〕	1,647単位	1,655単位
	通所型サービス費3 〔要支援2〕 〔週2回程度の通所/月〕	3,377単位	3,393単位
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	—	※所定単位×12/1000
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	—	※所定単位×10/1000

※所定単位=各サービス費に算定できる加算を加えた単位

（1単位=10円）

	サービス種別	現行単価 R 1.9.30まで	改正単価（案） R 1.10.1から
石狩市 サービス 通所費 型 A	通所型サービス費 1 〔事業対象者、要支援 1 週 1 回程度の通所/月〕	1, 3 2 0 単位	1, 3 2 4 単位
	通所型サービス費 2 〔要支援 2 週 1 回程度の通所/月〕	1, 3 2 0 単位	1, 3 2 4 単位
	通所型サービス費 3 〔要支援 2 週 2 回程度の通所/月〕	2, 7 0 0 単位	2, 7 1 5 単位
介護 予防 ケア マネジメント 費	ケアマネジメント費 A	4 3 0 単位	4 3 1 単位
	ケアマネジメント費 B 1 〔ケアマネジメント B を算定する 場合のサービス提供開始月の単 価〕	4 3 0 単位	4 3 1 単位

(1 単位 = 1 0 円)